

※就学支援金は 全員がオンライン申請をし、各家庭に応じた必要書類を全員に御提出いただきます。

7 永高第 368 号
令和7年6月4日

保護者 様

東京都立永山高等学校長
佐藤 俊一
(公印省略)

令和7年度^{しゅうがくしえんきん}就学支援金(4～6月分)申請手続等について

平素より本校の教育に御理解御協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、標記制度について下記のとおり御案内いたしますので、手続をお願いいたします。

記

1 制度の概要

制度名	支援内容	世帯年収目安 (※)	対象支給額	申請方法概要
就学支援金	授業料	約 910 万円未満	月額 9,900 円 (授業料と同額)	オンライン申請システムを利用した申請を基本とし、紙による根拠資料も必要
授業料免除(※)	授業料	約 910 万円 超	月額 9,900 円 (授業料と同額)	
給付型奨学金	模試・検定料等	約 350 万円未満	所得額によって支給額が異なります	

※年収は目安です。審査基準ではありません。

※就学支援金の収入基準を超過し対象外となる際は、別途ご連絡いたします。

※上記のものは、保護者に直接お金が支払われる制度ではありません。

2 配布書類

(1)【重要】「都立高等学校オンライン電子申請システム利用開始情報通知書」※配布済み

(2)【重要】「オンライン申請システムを利用した申請の主な流れ」※配布済み

(3)「令和7年度高等学校等就学支援金支給手続のお知らせ(4月申請)」

(4)マイナンバー収集キット (マイナンバー収集台紙1枚、提出用の白封筒1枚)※配布済み

(5)扶養誓約書

その他、令和7年度東京都国公立高等学校等^{しょうがく}『奨学のための給付金』制度の御案内(新入生への一部早期給付)

3 申請について

① **マイナンバー関係書類を既に御提出いただいた御家庭は、再度の御提出は不要です。ただし都立高等学校オンライン電子申請システムでの申請は必要です。**

② (5)マイナンバー収集台紙(マイナンバーカードのコピー貼付、
またはマイナンバー(個人番号)付住民票を同封) を白封筒に入れ、さらに青封筒に入れた上、提出。

《締切:令和7年6月18日(水)》※裏面に続きます。

4 提出書類

同封の就学支援金のリーフレット(A3)表面「3 フローチャート」、
下記表を御確認の上、該当の書類を青色の封筒に入れ封をしてください。

※ 白・青の各封筒は、必ずのり付けをお願いします。

制度名	ご意向	申請方法等	注意点
就学支援金 全員オンライン 申請	申請する	(1)「都立高等学校オンライン電子申請システム利用開始情報通知書」、 (2)「オンライン申請システムを利用した申請の主な流れ」を参照し、申請はオンラインで行う。	各リーフレット、QRコードにてマニュアル類をご確認ください。 マスター登録は(4月登録済)
		関係資料は紙ベースで提出 添付のマイナンバー収集台紙1式 ① 保護者全員のマイナンバーカード等コピー※1※2 ② 保護者等の身分確認書類(免許証等コピー) ③ 保護者等の自署(サイン) * 各コピーは白黒で構いませんが、文字がハッキリと読み取れるように鮮明をお願いします。また記入例のとおり、書類の貼り付け方、マスキング(墨塗)等に注意してください。 * 自署(サイン)はマイナンバーカード等を書いてある氏名のとおり鮮明に書いてください。	* 提出時には、白封筒に入れ(シールで封)、さらに青封筒に入れ、経営企画室窓口に提出する。 * 収入基準が超過する方もまずは、この支援金を申請してください。 7月以降に審査結果が送付されるので、認定されなかった際には、高校生等臨時支援制度の申請を提出することで授業料が実質無償となります。
	申請しない	不申請意向	授業料納入通知が發送されます。

※1 保護者がいない場合は同封のリーフレット(A3サイズのもの)を御覧ください。

※2 マイナンバーカードを持っていない方は、「マイナンバー(個人番号)付きの住民票」を提出してください。

5 注意事項

- 提出が遅れる特殊事情がある場合、下記問合せ先まで御相談ください。
- 御連絡なく申請時期が遅れた場合、手続きを行った当月又は翌月から支給対象となります。
遡っての支給はできません。
- 【重要】自営業の方で確定申告をされていないような場合には、マイナンバーによる税情報の取得(収入基準の確認)ができないため、就学支援金の審査及び高校生等臨時支援制度の審査も対象外となります。**
そのため授業料をお支払いいただくこととなりますので御留意くださいますようお願いいたします。

6 7月以降の予定

就学支援金についての今回の申請は4月から6月分授業料にかかるものです。

就学支援金のリーフレット(A3サイズのもの 裏面)を御覧ください。

就学支援金が不認定(収入基準の超過)となった方は、高校生等臨時支援制度の申請(別途ご案内)が必要となります。

問合せ先 経営企画室 学事担当 電話：042-374-9891
